

食品安全委員会（第894回会合）議事概要

日 時：令和5年3月28日（火） 14：00～15：19
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：山本委員長ほか6名出席
動画配信：一般8名

（１）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・ 農薬 3品目
エスプロカルブ
フェンメディファム
フサライド

→農林水産省から説明

農薬「エスプロカルブ」「フェンメディファム」及び「フサライド」については、農薬に関する専門調査会において審議することとし、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会のいずれの専門調査会で調査審議するかについては、後日委員長が指定し、指定次第速やかに、本委員会において報告することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等 1品目
JPAo012株から生産されたフィターゼ

→農林水産省から説明

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

（２）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・ 動物用医薬品「マルボフロキサシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案については、意見・情報の募集手続に入ることにし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

- ・ 動物用医薬品「マルボフロキサシンを有効成分とする牛の注射剤（フォーシル）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→事務局から説明

取りまとめられた評価書案については、意見・情報の募集手続に

入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・農薬「キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、「キザロホップエチル及びキザロホップPテフリルのグループ許容一日摂取量 (ADI) を0.009 mg/kg体重/日、グループ急性参照用量 (ARfD) を0.3 mg/kg体重と設定する」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「JPAo009株から生産されたグルコースオキシダーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「JPAo009株から生産されたグルコースオキシダーゼについては、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断した」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- (4) 令和5年度食品安全委員会運営計画（案）について

→事務局から説明

本件については、案のとおり決定された。

- (5) 食品安全委員会緊急時対応指針の一部改正（案）について

→事務局から説明

本件については、案のとおり決定された。

- (6) その他

- ・食品により媒介される微生物等に関する食品健康影響評価の手引き

→事務局から説明

本件については、微生物・ウイルス等専門調査会において、この手引きに沿って、食品健康影響評価を進めることとなった。

- ・ トライアルの結果を踏まえた養殖魚に抗菌性物質を使用した際に選択される薬剤耐性菌の評価の進め方

→事務局から説明

本件については、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおいて、評価指針の改正について検討することとなった。